

よくある質問（春日市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業）

No.	Q	A
1	<p>計画上に位置付けた予定回数を、本人または事業所の都合で利用できなかった場合（例えば週4回を超える回数を想定していたが、実績は3回だった場合など）は、どのように請求すればよいか。</p>	<p>報酬算定の可否については、基本的に通所・訪問介護に準じた取り扱いを想定しています。したがって、お尋ねのようなケースにおいては、実際に利用していない日については、報酬請求はできません。</p>
2	<p>実績での算定になる場合、どの時点での（当日など）のキャンセルにおいても、実績として利用がなければ算定できないか。</p>	<p>なお、キャンセル等に当たっては、通所介護、訪問介護と同様、利用者との契約に基づき、キャンセル料を徴収して差し支えありません。</p>
3	<p>回数制となった場合に、日割り算定となる要件はあるか。</p>	<p>いかなる事由（死亡、転出等）によっても、日割りでの算定はありません。</p> <p>当月の「計画上の利用の頻度」と最終的な「利用回数」（実績）により請求してください。</p>
4	<p>月途中での訪問型サービスⅠ→Ⅱといった変更は可能か。</p>	<p>可能です。</p> <p>本人の状態、環境等の変化により計画が変更となった場合は、<u>変更後の計画に合わせた区分で請求してください。</u></p> <p>ただし、例えば計画上の「利用の頻度」が週2回を超える程度であっても、最終的な「利用回数」が4回以下のときは、「訪問型サービスⅣ（267単位）」での算定となります。</p>
5	<p>計画上の位置付けが週1回程度の利用者が、月5回利用したが、月の途中で事業所の変更があった場合（A事業所を3回、B事業所を2回利用）は、どのように請求すべきか。</p> <p>訪問型サービスⅠ（1,172単位、コード1111）を各事業所の利用回数で按分するか。</p>	<p>月途中で事業所の変更があった場合は、<u>事業所ごとに</u>、計画上の「利用の頻度」と当月の最終的な「利用回数」により請求します。</p> <p>したがって、お尋ねの事例の場合は、以下のとおり算定してください（按分はしません。）。</p> <p>（A事業所） 801単位＝267単位（コード2411）×3回</p> <p>（B事業所） 534単位＝267単位（コード2411）×2回</p> <p>（合計） 1,335単位</p> <p>※ 訪問型サービスⅠ（1,172単位、コード1111）を算定する場合と比べ総単位数が大きくなりますので、事業所変更の際は、利用者に対し十分な説明を行ってください。</p>